

第2・第4土曜日は、住民票の異動や証明書交付などが市役所でできます

週末窓口サービス実施中

市役所では、第2・4土曜日（祝日も開庁）に証明書の交付や住所異動などの手続きができる週末窓口サービスを行っています。

●時間 午前9時半～午後0時半

●会場 まどかフロア（市役所本館1階）

●主な手続き

◇証明書の発行（住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・課税証明書 など）

◇戸籍届（出生・婚姻・死亡 など）

※預かりのみのため、届け出の内容が反映された証明書は、発行できません。

◇異動届（転入・転出・転居・世帯変更）

◇印鑑登録（新規・亡失・改印・廃止）

◇マイナンバーカード（個人番号カード）の手続き

◇児童手当・保育所入所申請

◇国民健康保険加入・変更・脱退

◇各種医療（子ども・重度障がい者）

◇年金相談（4月・7月のみ）

※他の市町村や国・県などの機関へ

問い合わせが必要なものなど、申請・届け出の内容により、取り扱いができないものもあります。詳しくは事前に問い合わせてください。

※週末窓口サービスの時間中は、来庁した人の手続きを優先しますので、電話相談は対応できない場合があります。

●問い合わせ先

総合窓口センター受付・サービス担当

☎(580)1842



フードドライブに協力してください

家庭に眠っているまだ食べられる食品の提供に協力してください。

●フードドライブとは？

家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている福祉施設や子ども食堂などに寄付する運動で、食品ロスを減らす効果も期待されています。

●期間 4月1日(月)～5日(金)

●場所 市役所新館1階エレベーターホール・市コミュニティセンターの回収BOX

●受け入れ可能な食品 次の全てに当てはまるもの

◇未使用・未開封◇賞味期限が1カ月以上ある◇常温保存可能

(例) ◇穀類（米・パックご飯・小麦粉 など）

◇乾麺（パスタ・素麺 など）

◇缶詰・レトルト・インスタント食品

◇乾物（海苔・鰹節・豆類・ふりかけ など）

◇粉ミルク・離乳食・ソース など

◇飲料（お茶・コーヒー・ジュース など）

●受け入れできない食品 開封済・賞味期限が未記載のもの

(例) ◇生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）

◇アルコール（みりん・料理酒除く）

◇冷蔵・冷凍食品

●問い合わせ先 循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当 ☎(580)1889



※画像はイメージです
(実際とは異なる場合があります)